

# 3.11大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議②

# 避難者の無念晴らす

## 敗訴20年、新たな闘い

「なぜ、また訴訟を起す事態になってしまったのだろう」

福島市の宝鏡寺住職、早川篤雄(むすし)の胸中には、やりきれなさが込み上げていた。

昨年十二月初め、早川は「福島原発避難者訴訟原告団」の団長として、

いわき市内で行われた記者会見に臨んだ。東京電力福島第二原発1号炉の設置許可の取り消しを求めた「福島原発訴訟」で、早川ら住民側の敗訴が確定してから二十年余りが過ぎていた。

かつて訴えた原発の危険性は、福島第一原発事

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い



避難者訴訟原告団の記者会見で、思いを語る早川さん(前列左から2人目)＝平成24年12月、いわき市

# 3.11大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議①

# 司法判断に悔しさ

「なぜ、また訴訟を起す事態になってしまったのだろう」

福島市の宝鏡寺住職、早川篤雄(むすし)の胸中には、やりきれなさが込み上げていた。

昨年十二月初め、早川は「福島原発避難者訴訟原告団」の団長として、

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い

敗訴20年、新たな闘い



本尊があった場所を見詰める早川さん。その手前には納骨できない遺骨が安置されている＝楢葉町・宝鏡寺

お天気	5日	6日	7日
福島	50	50	20
伊達	50	50	20
二本松	50	50	20
宮城	50	50	20
山形	50	50	20
石川	50	50	20
須賀	50	50	20
白河	50	50	20
若松	50	50	20
多方	50	50	20
津会	50	50	20
津会	50	50	20

うつくしま

# 3.11大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議④

平成二十三年三月十六日、東京電力福島第一原発事故から五日後だっ

# 「防げず、申し訳ない」

た。福島町の宝鏡寺住職、早川篤雄(ごま)の携帯電話が鳴った。

電話番号に見覚えはない。「反対運動に関わってきたのに、こんな事故が起きてしまっ、食い止めることができず、申

葉を聞くとは思わなかった。早川の頬は涙でぬれていた。

## ■第二の故郷

東京生まれの安齋は終戦の前年、両親の故郷、二本松市に疎開した。四

歳だった。九歳まで市内の小学校に通い、野山を駆け回った。「都内に戻ってからは、駆けこはラスで一番、速かった。

# かつての仲間が脳裏に

に日本科学者会議の常任幹事を務めた。昭和四十八年、本県で全国初の原発設置に関する公聴会の開催が決まっ

福島第一原発事故の直後、安齋は多くの報道機



福島第一原発事故の直後に、浜通りを訪れた際の調査結果などを説明する安齋さん

続していることを思わせ、怖さを感じた。いわき駅の改札には作務衣(さむえ)姿の男性が立っていた。早川だった。浜通りを北上し、原発が立地する双葉郡に入

た。安齋は放射線を測る機器を携えていた。約六時間わたる調査で、原発事故による放射線を各地で記録した。

数日後、安齋から早川の避難先に絵が届いた。「避難先では寺の仏も拝めない」。そんな早川の嘆きを覚えていた安齋が描いた仏の絵だった。(文中敬称略)

# 3.11大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議③

福島町の宝鏡寺住職、早川篤雄(ごま)は、書類の重さの感触を今も思い出

# 公聴会で反対訴える

す。そこには、町の有権者の四割に当たる約二千二百人分の署名が掲載されて

## ■開催を直訴

昭和三十七年、国の電源開発調整審議会は東京電力福島第二原発1号機の計画を承認した。その建設場所は、早川が住む

に地元の声を聴く公聴会を開くように求めた。

# 推進の動きに訴訟決意

関する猛勉強を始めた。政府主催の公聴会に対して懐疑的な住民は多かった。「どうせごまか

海沿いにある旅館に泊まりがけで集まった。当時、東大助手だった立命館大

た。高校教師の早川は、か富岡町の「町民の会」に参加した小野田三蔵(ごま)も教員だった。のみ込みは早く、日を追うごとに原発への理解を深



原子炉の設置に係る公聴会

だど脱退する人もいた。早川に残ったメンバーは「公の場で意見だけはしっかり言おう」と考えた。と振り返る。

さらし」と、のしられたのを鮮明に記憶している。小野田は「訴えてやる」とまで言われて着されたけど、結局は、その後、何もなかった。事実だったからだろう」と苦笑する。

公聴会から三カ月足らず後の十二月だった。陳述人の意見を政府がまとめる前に、福島第二原発に対して、福島第二原発の建設を前提とした公有水面の埋め立てを許可した。

早川らは決意した。もう訴訟しかない。共産党がどうの、社会党がどうのという問題ではない。住民として、訴訟を起す(文中敬称略)

# 11.3大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議⑤

昭和四十七年十二月、日本学術会議は「第一回原子力問題シンポジウム」を開いた。

# 反原発のよりどころ

「原子力発電の安全について」を開いた。前年の四十六年三月に東京電力福島第一原発1号機が営業運転を開始していた。福島第二原発の公聴会が福島市で開かれ

「六項目の点検基準」を明らかにした。「経済優先がまかり通っていないか」「民主的な地域開発計画を尊重しているか」「労働者およ

び地域住民の安全が実証科学的に保障されているか。こうした基準は全国各地で行われた原発の反対運動で、大きなよ

りどころとされた。安齋は「このころから政府の原子力政策に対す

る批判を、公の場で繰り返すようになったため『反国家的』とみなされるようになった」と述べ

る。安齋は「このころから政府の原子力政策に対する批判を、公の場で繰り返すようになったため『反国家的』とみなされるようになった」と述べ

る。安齋は「このころから政府の原子力政策に対する批判を、公の場で繰り返すようになったため『反国家的』とみなされるようになった」と述べ

# 発言、動向監視される

昭和四十年代後半から、安齋は大学での教育業務から外された。周辺には「安齋とは口をきくな」との指示が出され、



東電福島第一原発事故を受け、浜通りで調査に取り組み安齋さん(平成23年4月)

社は「安齋番」と呼ばれる社員を配置していた。その社員は、安齋が講演をする度に会場で録音した。新潟県で講演した時には、話した内容が翌日には主任教授に伝わっていた。安齋は「そのうち、各会場で『あ、またいるな』と顔なじみになった」と回想する。

## ■留学の勧め

安齋が所属した大学の研究室の隣にあった別の研究室には、電力会社の社員が研究者として出向していた。「その研究者が異動で大学を去る際、

「あなたを監視するために来た」と告白された」と思い出す。

昭和五十年代前半、放射線防護学などをテーマにした学会の理事会が終わった後だった。「安齋君、帰りに一杯どうだい」。同じ理事だった電力会社の幹部から誘われた。都内の飲食店で幹部が語り掛けた。「アメリカに留学したらどうだ」

「目障りだったら、追い出したかったんですよ」。安齋は電力側の意向を推測する。(文中敬称略)

# 3.11大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議⑦

東京電力福島第一原発 事故から丸一年が過ぎ、事故から数カ月後、福島

# “逆風”の中で提訴

## 表立った参加見送りも

市の弁護士、安田純治(左)は自らの事務所倉庫から、ある資料を探し出した。かつて弁護士を務めた福島第二原発の原子炉設置許可取り消し請求訴訟の関係記録だった。その量は、段ボール箱で八箱分ほどであった。

四年一月、その書類は福島原発設置反対運動裁判資料(発行所・クロスカルチャー)出版として、刊行が始まった。第一巻冒頭の文書は昭和四十九年一月三十日付。東電の原子力、火力発電所の建設に向けた公有水面(海面)埋め立て

免許についての審査請求書だった。当時、パソコンやワープロはまだ普及していない。手書きの記録を含む書類は、四十年近い歳月の流れを読み手に感じさせる。最高裁まで争われた「福島原発訴訟」の出発点だった。野田三蔵(右)らが参加した。四十八年十二月、県は東電の公有水面埋め立てを断念し、訴訟は再開された。申請を許可した。二日後、原告は「原発・火災反対県連絡会」は許可取り消しを申し入れた。連絡会には、楢葉町の宝鏡寺住職で、高校教師の早川篤雄(左)や、同じ



集大成された裁判資料。40年近く前に始まった「福島原発訴訟」の軌跡を示す

集会には顔を伏せ、訴訟への参加を見送る人もいた。安田によると、親戚に借金があり、東電からの補償金で返済するため、やむを得ず原告団への参加を断念する人もいた、という。住民の一人は集会の終了後、安田の元に駆け寄り「先生と志をためらう当時の住民の

心境を代弁する。安田は「原発の危険性を住民は漠然と分かっていた。集会などの参加者は合計で千人を超え、みんなが賛同していた。しかし、表立って反対を表明する人は少なく、多くの人は訴訟に二の足を踏んだ」と振り返る。昭和五十年一月、小野田を原告団長とする浜通りの住民四百四人は福島第二原発の原子炉設置許可の取り消しを国に求め、福島地裁に提訴した。約四万字に及ぶ訴状は「福島原発設置反対運動裁判資料」第一巻に掲載されている。(文中敬称略)

# 3.11大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議⑥

# 庶民の権利守りたい

## 裁判に向け参加者募る

東京電力福島第一原発事故で被災した本県などの約三百五十人は、慰謝料などを求めた集団訴訟を、事故から二年を迎える三月十一日に、福島地裁に起す。

一月初め、その訴訟の弁護団会議が福島市内で開かれた。出席者の中に、かつて県弁護士会長や衆議院議員を務めた安田純治(左)がいた。事故から一月余りが過ぎたころ、避難した人々が安田の元に相談を寄せ始めた。昨年暮れには、沖繩県で暮らす避難者を自ら訪ねた。賠償の相談に応じながら、地元弁護士に協力を要請した。「東電に対して、被害者



「福島原発訴訟」を振り返り、裁判資料に目を通す安田さん

一人一人がばらばらに賠償を請求すれば、賠償内容もばらばらになる。場合によっては、被害者同士が対立してしまう。私だ後、茨城県にあったパイロット養成所で終戦を迎えた。戦後間もないころは、炭鉱や旅館で働き、紙芝居などの仕事にも携わった。『敵は東電だよ』と書いている。被害者が一致団結して情報を共有し、交渉しないといけない。安田は、そう説明する。『父の姿』

一人一人がばらばらに賠償を請求すれば、賠償内容もばらばらになる。場合によっては、被害者同士が対立してしまう。私だ後、茨城県にあったパイロット養成所で終戦を迎えた。戦後間もないころは、炭鉱や旅館で働き、紙芝居などの仕事にも携わった。『敵は東電だよ』と書いている。被害者が一致団結して情報を共有し、交渉しないといけない。安田は、そう説明する。『父の姿』

弁護団会議が福島市内で開かれた。出席者の中に、かつて県弁護士会長や衆議院議員を務めた安田純治(左)がいた。事故から一月余りが過ぎたころ、避難した人々が安田の元に相談を寄せ始めた。昨年暮れには、沖繩県で暮らす避難者を自ら訪ねた。賠償の相談に応じながら、地元弁護士に協力を要請した。「東電に対して、被害者

一人一人がばらばらに賠償を請求すれば、賠償内容もばらばらになる。場合によっては、被害者同士が対立してしまう。私だ後、茨城県にあったパイロット養成所で終戦を迎えた。戦後間もないころは、炭鉱や旅館で働き、紙芝居などの仕事にも携わった。『敵は東電だよ』と書いている。被害者が一致団結して情報を共有し、交渉しないといけない。安田は、そう説明する。『父の姿』

昭和三十八年十二月、県は福島第一原発と広野の建設を前倒しとした。公有水面(海面)の埋め立てを許可した。二月月ほど前に政府主催で、福島第二原発の公聴会が福島市で開かれていた。公聴会では賛否両論の陳述がまよまよを待たずに、出された許可だった。住民の意見を

全く無視している。公聴会の開催を求めた楢葉町の宝鏡寺住職で、高校教師の早川篤雄(左)の怒りは限度を超えた。訴訟を決意した早川、一帯に活動していた高岡町の高校教師、小野田三蔵(右)らは、支援を求めて弁護士を探した。たどり着いたのは、県立高教組の顧問弁護士を務めていた安田だった。

# 3.11大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議⑨

昭和五十年一月七日午、壇上立ち、勝訴までの前十一時半ごろ、福島市 回廊を呼び掛けた。民福祉会館(当時)の一 午後一時ごろ、安田と

# 原告は全て県内住民

## 印紙代金めぐり交渉

幸には熱気があふれた。福島原発訴訟の訴状提出に先立ち、原告と支援者の決起集会が開かれていた。原告を含む約二百五十人を前に、原告団長の小野田三蔵(ま)や弁護団長の安田純治(ご)らが

小野田ら原告の代表者が福島地裁の民事書記官室を訪れた。東京電力福島第二原発1号炉設置許可の取り消しを国に求める訴状を出した。その字数は約四万字に上った。原告設置許可の取り消

団は四百四人。全員がいわき市から新地町までの浜通りの住民だった。行政訴訟にありがちな原告の中に県外の活動家が

訴状を起す際、手数料として訴状に張り付けなければならぬ印紙代。その印紙の代金を原告四百四人がそれぞれ支払え

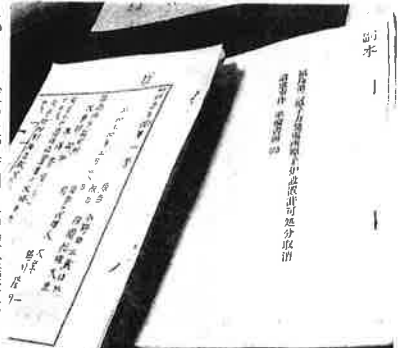
安田の記憶によると、福島原発訴訟の印紙代は三千三百円ほどだった。全員分を計算したところ、百数十万円に上った。「多くの貧しい原告は支払えない」。裁判所から出た予想外の注文に、安

し請求訴訟は、愛媛県の四国電力伊方原発1号炉、茨城県東海村の日本原子力発電2号炉に次いで三番目だった。津波を指摘 原告は訴状で、政府の審査基準について「地震・津波・航空機墜落など

交じることなかった。安田は、原告が純粋に原発に不安を抱く地域住民だった福島原発訴訟の特徴を強調する。被告は訴状で、政府の審査基準について「地震・津波・航空機墜落など

について「津波は想定外だった」としている。安田は「四十年近く前の訴状で既に津波の可能性を指摘していた」と話す。提訴の数日後、安田の事務所に福島地裁の書記官から電話が入った。原告が一人ずつ、印紙代を払って来た(上)

田ら弁護団は苦慮し、原告団の人数を絞り込むことすら検討した。個人個人が経済的権利を訴えているケースなら、それぞれ印紙代を支払うのも分かるが、この訴訟には当てはまらないはずだ。安田は粘り強く裁判所と交渉を続けた。最終的には原告一人一人が印紙代を支払う必要はないと判断され、原告四百四人で裁判を始めることとなった。安田は「これまで言われたことがなかったことを突然、裁判所が主張してきたので驚いたのを覚えている」と述べた。(文中敬称略)



安田さんが事務所で保管している福島原発訴訟の資料

# 3.11大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議⑧

いわき市議や県議を務めた伊東達也(ご)は、福島原発訴訟をはじめ、福島市で三月に開かれる日共産党の市議や県議など

# 不安より大きな期待

## 「利益共同体」が多数派

本科学者会議主催のシンポジウムに備え、資料の取りまとめに当たっている。伊東は原発問題住民運動全国連絡センターの代表委員、シンポジウムでは、「原発を巡る自治体と運動」をテーマに掲げた分科会の報告者を務め

の立場で原発問題を取り上げ続けてきた歩みが記されている。広げられない活動 原発が立地する以前の双葉郡の産業は、農林水産業が主体だった。住民の動機は先は限られ、農家の働き手は秋の収穫が終

期待の方が上回っている。福島原発訴訟で原告団長を務めた富岡町の小野田三蔵(ご)は、仲間と取り組んだ活動が地域全体に広がらなかった要因の一つを振り返る。伊東は当時の原発推進

の動きについて「行政、経済、元請けの建設会社などによる『原子力利益共同体』が形作られ、その共同体が地域の多数派を構成した」と指摘する。政党内 訴訟への参加を見送った住民が多数いた別の背景として、伊東は「日本では共産党の色が少いので

話があって『おまえ、ブカの弁護士』の話を聞いたのだ」と言われたんだ。弁護団長だった福島市の弁護士、安田純治(ご)は「三二集会に参加した住民から後日、そう告げられたことを記憶している。安田は、不可解な経験



長年、原発問題に携わってきた伊東さん。いわき市の自宅には原発事故から2年近くが過ぎた今も多くの相談が寄せられている

熱心な支援者が後ろから付いてくるのだらう。安田は気にも留めなかった。しかし、同じ日、二カ所目の会場に移る際も後ろから同じ車が追ってきた。運転者は同じ男性だが、三二集会の会場内には姿を見せなかった。安田によると、集会の翌日になると、集会参加者に対して、その親せきや、職場の同僚などの関係者を通じて「切り崩し工作」が行われた、という。「推進派の誰かが集会の参加者を把握するために、私を尾行していたのではないかと安田は、そう推測する。(文中敬称略)

# 3.11大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議⑩

控訴棄却は、原告の住民として予想していた範囲内だった。平成二年三月二十日午後、時半すぎ。仙台高裁一〇一号法廷に、裁判長の静かな声が響いた。

続けて、裁判長は判決理由を読み上げた。その範囲内だった。平成二年三月二十日午後、時半すぎ。仙台高裁一〇一号法廷に、裁判長の静かな声が響いた。

控訴棄却は、原告の住民として予想していた範囲内だった。平成二年三月二十日午後、時半すぎ。仙台高裁一〇一号法廷に、裁判長の静かな声が響いた。

# 安全性判断に限界も

## 原告「司法逃げたのか」

途中に、原告や傍聴者の大きな注目を集めた部分があった。「原子爆弾を落とされた唯一の国であるから、国民が原子力と聞けば、猛烈な拒否反応を起すのはもつとである」

直後、裁判長の口から出た言葉は、誰もが予想

「司法が原発の安全性を証明したわけではない。原告団と弁護団は、司法の最終判断を最高裁に求めた。」

「全員一致 平成四年十月二十九日、最高裁第一小法廷は「設置許可は適法」とし

福島原発訴訟の争点と一審、二審判決

争点	一審判決	二審判決
住民側	審査は核燃料サイクルや固体廃棄物の処分、廃炉、中立的な全体システムを対象とすべき。審査基準が不明で、手続も一定の基準を三原則に違反している。	審査対象は発電用原子炉の基本設計、基本的設計方法体系がとられている。安全審査の対象は原子力基本設計に限定され、原発のシステム全体にわたって総合審査するものではない。
国側	審査対象は発電用原子炉の安全設計、基本的設計方法体系がとられている。安全審査の対象は原子力基本設計に限定され、原発のシステム全体にわたって総合審査するものではない。	審査対象は発電用原子炉の安全設計、基本的設計方法体系がとられている。安全審査の対象は原子力基本設計に限定され、原発のシステム全体にわたって総合審査するものではない。
一審判決	原発の安全規制に段階的	安全審査の対象は原子力基本設計に限定され、原発のシステム全体にわたって総合審査するものではない。
二審判決	安全審査の対象は原子力基本設計に限定され、原発のシステム全体にわたって総合審査するものではない。	安全審査の対象は原子力基本設計に限定され、原発のシステム全体にわたって総合審査するものではない。

# 3.11大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議⑩

福島原発訴訟は昭和五十年一月の提訴後、九年半にわたり、福島地裁で四十五回の口頭弁論を繰り返した。

五十九年七月二十三日、福島地裁には午前八時すぎから原告団や支援者、報道関係者約百人が傍聴券を求めて列をつ

午後九時二十五分に裁

# 裁判は子孫への言葉

## 弁護士の励ましが支え

判決が下される五年前の昭和五十四年三月、アメリカのフリーメール島

「勝つ見込みはないんじゃないか。裁判官がわれわれの意見を耳を貸すとは思えない。ある日、早川は弁護団に弱音を吐いた。早川は目

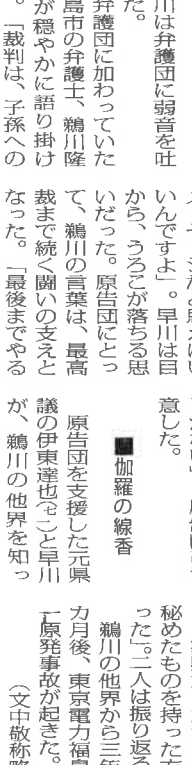
「最後のまで」

たのは、平成十九年十一月の告別式から数カ月後だった。

「鶴川先生の御霊前に線香を上げようと思いいました。二人は鶴川の自宅を訪ねた。家族が留守だったため、伊東は名刺の裏にメッセージを書き、玄関に挟んだ。早川は伽羅(きょうら)の線香を届けたのを記憶している。数日後、鶴川の妻から伊東の元に、お礼の手紙が寄せられた。

「寡黙だったが、内に秘めたものを持った方だった。二人は振り返る。鶴川の他界から三年四カ月後、東京電力福島第一原発事故が起きた。

(文中敬称略)



一審の判決結果を支援者や報道関係者に示す早川さん(昭和59年7月、福島地裁)

たのは、平成十九年十一月の告別式から数カ月後だった。

「鶴川先生の御霊前に線香を上げようと思いいました。二人は鶴川の自宅を訪ねた。家族が留守だったため、伊東は名刺の裏にメッセージを書き、玄関に挟んだ。早川は伽羅(きょうら)の線香を届けたのを記憶している。数日後、鶴川の妻から伊東の元に、お礼の手紙が寄せられた。

「寡黙だったが、内に秘めたものを持った方だった。二人は振り返る。鶴川の他界から三年四カ月後、東京電力福島第一原発事故が起きた。

(文中敬称略)

は軽いとよめきが湧き上がった。

原告団事務局長の早川篤雄(とむら)は途中で退席した。庁舎の外には、原告や支援者約二十人が待ち構えていた。不当判決。早川が垂れ幕を示すと、支援者からは、ため息が

「最後のまで」

たのは、平成十九年十一月の告別式から数カ月後だった。

「鶴川先生の御霊前に線香を上げようと思いいました。二人は鶴川の自宅を訪ねた。家族が留守だったため、伊東は名刺の裏にメッセージを書き、玄関に挟んだ。早川は伽羅(きょうら)の線香を届けたのを記憶している。数日後、鶴川の妻から伊東の元に、お礼の手紙が寄せられた。

「寡黙だったが、内に秘めたものを持った方だった。二人は振り返る。鶴川の他界から三年四カ月後、東京電力福島第一原発事故が起きた。

(文中敬称略)

たのは、平成十九年十一月の告別式から数カ月後だった。

「鶴川先生の御霊前に線香を上げようと思いいました。二人は鶴川の自宅を訪ねた。家族が留守だったため、伊東は名刺の裏にメッセージを書き、玄関に挟んだ。早川は伽羅(きょうら)の線香を届けたのを記憶している。数日後、鶴川の妻から伊東の元に、お礼の手紙が寄せられた。

「寡黙だったが、内に秘めたものを持った方だった。二人は振り返る。鶴川の他界から三年四カ月後、東京電力福島第一原発事故が起きた。

(文中敬称略)

# 3.11震災 福島と原発

第12部 国策への異議⑬

## 変わり果てたわが家

福島原発訴訟で原告団長を務めた小野田三蔵(左)の自宅は富岡町内にある。東京電力福島第一原発と福島第二原発から、それぞれ約七キロの場所だ。

福島第一原発事故で警戒区域に指定され、住むことも、立ち入ることも制限されている。近く予定されている区域の見直しによっても、帰還が困難な区域とされる可能性がある。

昨年十一月、避難先の新潟市から一時帰宅した。移動距離は、警備自動車道と常磐自動車道を經由して約二百五十キロに及んだ。

帰るたびに変わり果てた。庭には野生化した豚か、インシシとみられる動物がすみついている。「とにかくもう、家には住めない」

町は昨年九月、「少なくとも今後五年間は帰還をしない」とする宣言を出した。小野田は「町に帰ることができたとしても、八十歳を過ぎてしま

## 長引く避難、焦り募る

が入院し、病状が気に掛かる。小野田は先の見えない避難生活に焦りを募らせる。

小野田は富岡町で生まれ、小学校二年の時に終戦を迎えた。戦後、父が故郷に立地する原発の危険性を感じ始め、福島原発訴訟の原告となる住民運動に関わるようになった。

「まさか自分が」昭和四十八年九月、福島市内で福島第二原発の公聴会が二日間にわたって開かれた。小野田は初日、反対側の発言者の二番目に陳述し、国の原子力委員会の課題を取り上げた。「推進と規制の両方を兼ね備え、なれ合いで不健全な安全審査になる恐れがある。認可を前

う。今のうちに新天地を探さないと考え始めている。

新潟市から約九十五キロ離れた新潟県十日町市の病院には母ユウ子も

戦を迎えた。新潟大農学部に進み、農業と理科の教員免許を取得した。理詰めで筋道を立てながら学ぶ理系の科目を好んだ。「訴訟も白か黒かはつきりするので性に合っていたのかも知れない」と語る。

大学を卒業後、いわき

れ故郷に立地する原発の危険性を感じ始め、福島原発訴訟の原告となる住民運動に関わるようになった。

「まさか自分が」昭和四十八年九月、福島市内で福島第二原発の公聴会が二日間にわたって開かれた。小野田は初日、反対側の発言者の二番目に陳述し、国の原子力委員会の課題を取り上げた。「推進と規制の両方を兼ね備え、なれ合いで不健全な安全審査になる恐れがある。認可を前

月、一審の福島地裁で、原告の請求が棄却された。小野田は原告団で判決を聞いた。「このままでは、国内で原発事故がいつか、どこかで必ず起きるだろう」と感じた。

一審判決から三十年近くが過ぎた。「まさか自分がこんな目に遭うとは思っていませんでした。小野田は複雑な表情を浮かべる。(文中敬称略)



福島第一原発 福島第二原発  
富岡町  
JR東北新幹線  
東北自動車道  
常磐自動車道  
小野田さんの自宅  
小野田さんのアパート  
小野田さんの母親が入院している病院  
新潟市  
十日町市

# 3.11震災 福島と原発

第12部 国策への異議⑫

## やりきれなさ続く

福島原発訴訟の原告団長を務めた富岡町の小野田三蔵(左)は今、新潟市の借り上げアパートで暮らす。富岡町内は、全域が東京電力福島第一原発事故による警戒区域に指定され、立ち入りの制限が続く。

新潟市から約九十五キロ離れた新潟県十日町市の病院に母ユウ子も入院している。今月十三日も新潟市から車で病院を訪ね、看病した。

病院近くには、積雪が二メートルを超える所がある。道路は除雪されているが、雪の少ない富岡町とは大きく異なる。晴天が

## 避難の新潟で母を看病

を寄せた。福島第一原発が立地する大熊町内の病院に入院していた母と連絡がつかない日々が続いていた。母は認知症が進

み、自ら名乗ることができなくなった。

事故から十日後の平成二十三年三月二十一日だった。小野田の携帯電話に県災害対策本部から連絡が入った。「大熊町の病院に入院していた患者



郡山市に設けられた富岡町郡山事務所  
で、避難生活の様子を語る小野田さん

で避難生活を始めることを決めた。しかし、病院の近くには空いている住宅はなかった。母校の新潟大で共に学んだ友人の紹介で、妻と二人で新潟市内にあるアパートに移り住んだ。

アパートから十日町市の病院まで、週に一回のペースで片道約二〜三時間をかけて通っている。病院に向かうために乗用車を運転している途中、ふと考える時がある。「福島原発訴訟で、裁判所が適切な判断をしてくれれば」。怒りではない。やりきれなさが込み上げる。(文中敬称略)

日、十日町市の病院に駆け付けた。しかし、医師から告げられたひどい言葉に、言葉が失った。「余命三カ月です」

「福島県内に戻した」と諭された。

看病のため、新潟県内

# 11月3日大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議⑬

福島原発訴訟で、原告側は「裁判所は科

# 審理支える態勢不足

## 裁判官に心理的圧重も

学技術的問題にも実体に踏み込んで審理できると主張し、司法が原発の安全性を丁寧に検証するように求めた。

「原発についての専門的、分らない事柄がある。」

役割については「国が出した設置許可が審査指針

「原発についての専門的、分らない事柄がある。」

や許可当時の科学技術水準に合い、合理性を持つかどうかを審査する」と司法判断に一定の範囲を示した形となった。

あっても、聞く相手がいなかった。

最高裁も福島原発訴訟と同時に出した伊方原発(愛媛県)訴訟の判決で、裁判所の審理対象を「行政側の審査基準に不合理

脱税などの事件では、国税庁の専門職員が東京地裁や東京高裁に出向し、調査官として助言するケースがある。

所」の態勢を思い起こす。

裁判官は、法学部などの文系出身者が多数を占

府で鉄道関係の仕事をしてきた関係で、幼少時代は台北市内で過ごした。

行政訴訟の判決が過去に「一政府などの体制寄り

終戦後、木原は家族と一緒にアメリカの軍用船「リパティ」に乗せられて、本土に送還された。

行政訴訟の判決が過去に「一政府などの体制寄り

が科学技術に対してロマンを抱き、原子力もエネルギーとして平和利用することには希望を持っていた時代だった。木原

行政訴訟の判決が過去に「一政府などの体制寄り

本原は、ある裁判を例に挙げ「政府を困惑させた」と指摘されたことが、ある。

行政訴訟の判決が過去に「一政府などの体制寄り

本原は、ある裁判を例に挙げ「政府を困惑させた」と指摘されたことが、ある。

行政訴訟の判決が過去に「一政府などの体制寄り

本原は、ある裁判を例に挙げ「政府を困惑させた」と指摘されたことが、ある。

行政訴訟の判決が過去に「一政府などの体制寄り

本原は、ある裁判を例に挙げ「政府を困惑させた」と指摘されたことが、ある。

行政訴訟の判決が過去に「一政府などの体制寄り



福島原発訴訟の控訴審判決が言い渡された仙台高裁の法廷—平成2年3月

来の人事につき不利益を受けたくない気持ちがあるが、反体制的な判決は出たがらないのではないかと弁明する。

「原発訴訟では裁判官は心理的に重圧を感じる」と。木原は、高度で専門的な科学技術や、統治制度をテーマにした訴訟で、裁判官が置かれる難しい立場を説明する。(文中敬称略)

# 11月3日大震災 福島と原発

## 第12部 国策への異議⑬

東日本大震災が起きた平成二十三年三月十一日、弁護士の木原幹郎

# 津波、電源喪失に驚き

全くは宮城県石巻市にある自らの法律事務所において、福島第一原発の設置許可をめぐる福島原発訴訟

判決を務めていたとき、福島第一原発の設置許可をめぐる福島原発訴訟

「当時の争点 振り返る」

東京電力福島第一原発の事故を知り、衝撃を受けた。その後、日々の報道で接する福島第一原発の悪化を見ながら、同時

「当時の争点 振り返る」

福島原発訴訟の判決文を見ながら当時を振り返る木原さん



年後の昭和四十一年、政府が一号機の原子炉設置を許可した。

「あまりにも初歩的なミスではないか」と驚きを隠せなかった。

「文中敬称略」